専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、中間市特別 職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分す る。

平成24年12月28日

中間市長 松下 俊男

中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和 31 年中間市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特例措置)

18 前項の規定にかかわらず、同項中「799,000円」とあるのは平成25年3月31日までの間「719,000円」と、「673,000円」とあるのは同年1月31日までの間「605,000円」と読み替えて支給するものとする。

附則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
附則	附則
1~17 (略)	1~17 (略)
(特例措置)	(新設)
<u>18</u> 前項の規定にかかわらず、同項中「799,000円」とあるのは平成	
25年3月31日までの間「719,000円」と、「673,000円」とある	
<u>のは同年1月31日までの間「605,000円」と読み替えて支給するも</u>	
<u>のとする。</u>	